

## 「補助金等の適正化に向けた基本方針」を策定

📍財政課(西有家庁舎) ☎73-6625

市では「補助金等の適正化に向けた基本方針」を策定し、市独自の補助金について本年3月から順次見直しを進めています。

各団体に交付している補助金は、担当部署が交付先団体へ調査や協議に伺うことがあります。



市HP

### ●なぜ補助金を見直すのか

補助金は、市が取り組むさまざまな施策を効率的に実現する手段として、市民や団体、事業者が取り組む活動に対して金銭的な支援を行うものです。

しかし「成果や効果が曖昧」、「団体の構成員が減少している中でも定額の補助が続いている」、「長年にわたって特定の団体に交付している」など、長期化や既得権益化しやすいといった問題点があります。

また、人口減少による税収や地方交付税の減少、

それに伴って市の財政に余裕がなくなりつつある状況の中、これまで以上に厳しい財政運営を余儀なくされることが見込まれています。

そこで、市では、ふるさと応援寄附の取組拡大などによる歳入増加に努める一方、DXによる業務効率化や定員適正化計画の前倒しによる人件費抑制、公共施設の統廃合といった行政経費の圧縮をはじめ、合併以降増加してきた国・県の制度によらない市独自の補助金について、見直しに取り組むこととしました。

### ●補助金見直しの考え方・観点(どう見直すのか)

「補助制度の終期設定」や「補助額・補助率・補助単価などの適正化」、「団体運営補助金の検証・見直し」、「補助金等の評価基準の設定」など、補助金等の適正化に向けた基本方針に掲げる13項目の考え方に基づき、市独自の補助金の見直しに取り組みます。

## 墓地・納骨堂の経営には許可が必要です

📍環境課(衛生センター庁舎) ☎73-6644

市内で墓地・納骨堂を経営拡大したり、新たに建設する場合は、市長の許可が必要になります。

許可には条件がありますので、予定がある場合は事前にご相談ください。

なお、墓地などを経営できるのは、地縁団体や宗教法人、公益法人などに限られます。

個人が自宅敷地や畑などに墓を建立することは違法行為となりますので、ご注意ください。

## 市民清掃にご協力ください

📍環境課(衛生センター庁舎) ☎73-6644

6月は環境月間として全国的にさまざまな環境美化運動が展開され、本市でもこの期間に合わせた清掃活動を推奨しています。

今年も一斉清掃を下記のとおり実施しますので、皆様のご協力をお願いします。

📅6月2日(日) ※荒天時は6月9日(日)

📍市内全域 📄空きかん拾いおよび清掃作業

### 【注意事項】

危険な場所での作業は避けるなど、十分な安全対策をお願いします。



## 市LINEがごみ出し日をお知らせします

📍環境課(衛生センター庁舎) ☎73-6644



「ごみ出しは何曜日だっけ?」ということはありませんか。自分の住まいを登録するだけで、ごみ収集日前日の夜(午後7時30分(予定))にお知らせしてくれる機能を導入しましたので、ぜひご利用ください。※ご利用を希望される場合、無料のSNSアプリ「LINE」での友だち登録が必要です。



ごみ通知登録

## 4月から「障害者差別解消法」が変わりました

📍福祉課(南有馬庁舎) ☎73-6651

行政機関や事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由としてサービスの提供を拒否することなどを禁止する「障害者差別解消法」が本年4月1日に改正されました。

障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障がいのある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて「共生社会」の実現を目指します。

### ●何が変わるの?

事業者(※1)による障がいのある人への「合理的配慮の提供(※2)」が義務になります。

※1 個人事業者やボランティア活動をするグループなども含まれます。

※2 事業者や行政機関などに障がいがある人から、社会の中にあるバリア(障壁)を取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこととしています。

### ●合理的配慮の具体例

- ・聴覚障がいのある人から受付カウンターで質問された  
→職員が筆談で対応する
- ・視覚障がいのある人から飲食店でメニューについて質問された  
→店員が品名や価格を読み上げる



内閣府HP

## 特設人権相談所を開設します

📍島原人権擁護委員協議会(長崎地方法務局島原支局内) ☎0957-62-2513

6月1日の「人権擁護委員の日」による特設人権相談所を開設します。

家庭内の問題(DVなど)や近隣トラブルなど、さまざまな悩みごとや心配ごとを各地域の人権擁護委員が受け付けます。相談は無料で秘密は厳守します。

●受付時間(両日共通): 午前10時~午後3時 📄不要 📄無料

実施日	会場
5月31日(金)	深江公民館
	ありえコレジヨホール
	北有馬ピロティー文化センター日野江
	口之津公民館

実施日	会場
6月1日(土)	布津公民館
	西有家総合学習センターカムス
	原城オアシスセンター
	加津佐総合福祉センター 希望の里

広告

お任せください! シロアリ駆除

創業昭和四年

# 松尾白蟻

南島原市加津佐町乙16番地16

☎87-5112

## 有明しまばら法律事務所

長崎県弁護士会所属 弁護士 大田 真和

**取扱分野** 借金問題、離婚、養育費、相続、成年後見、交通事故、労働、不動産、犯罪被害者支援、事業者関係など全般。

**相談** 初回相談は無料です。相談は土日・夜間も可能です。

**依頼費用** 分割払いなどの取扱有り。ホームページに詳細記載。

**相談予約** お電話にてお気軽にお問い合わせください。

ひとりで悩まずに お気軽にご予約ください。 **TEL.0957-61-0888**

長崎県島原市今川町1850-1大手門ビル5階(電話受付:平日17:30まで)